

市第3号議案

横浜市市税条例等の一部改正

横浜市市税条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年5月23日提出

横浜市長 山中竹春

横浜市条例（番号）

横浜市市税条例等の一部を改正する条例

（横浜市市税条例の一部改正）

第1条 横浜市市税条例（昭和25年8月横浜市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第10条中「公示送達は、」の次に「市役所又は」を加え、「（市外に住所又は所在地のある特別徴収義務者が納入すべき個人の市民税及び県民税（督促、滞納処分及び納税の猶予に係るものに限る。）、市たばこ税並びに入湯税に係るものにあつては、市役所）」を削る。

第29条中「扶養控除額」の次に「、特定親族特別控除額」を加える。

第32条に次の1項を加える。

2 市長は、特別の事情がある場合において、前項に規定する納期により難いと認めるときは、同項の規定にかかわらず、別に納期を定めることができる。

第33条の4第2項ただし書中「退職手当等で」を「退職手当等（法第292条第1項第6号に規定する退職手当等をいう。以下同じ。）で」に改める。

第33条の5第1項、第33条の5の2第3項及び第33条の5の7

第1項中「第32条の」を「第32条第1項に規定する」に改める。

第34条第1項ただし書中「)若しくは」を「)、」に改め、「扶養控除額」の次に「若しくは特定親族特別控除額(特定親族(同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第34条の4第1項において同じ。)(前年の合計所得金額が850,000円以下であるものに限る。))に係るものを除く。)」を加え、同項第5号中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第34条の4第1項中「退職手当等に限る」の次に「。以下この項において同じ」を、「者に限る。)」の次に「若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が850,000円以下であるものに限る。)」を加える。

第40条中「法第292条第1項第6号に規定する」を削り、「本節」を「この節」に、「「退職手当等」という」を「同じ」に改める。

第50条に次の1項を加える。

- 2 市長は、特別の事情がある場合において、前項に規定する納期により難いと認めるときは、同項の規定にかかわらず、別に納期を定めることができる。

第55条の見出し中「固定資産税」を「固定資産税等」に改め、同条中「または同条第4項」を「、第4項から第8項まで若しくは第9項本文、法附則第14条第1項若しくは第2項又は法附則第78条第9項若しくは第10項」に改める。

第60条の2を削る。

第75条に次の1項を加える。

2 市長は、特別の事情がある場合において、前項に規定する納期により難いと認めるときは、同項の規定にかかわらず、別に納期を定めることができる。

第77条第3項中「による申告事項」を「により申告した事項」に改める。

第134条に次の1項を加える。

2 市長は、特別の事情がある場合において、前項に規定する納期により難いと認めるときは、同項の規定にかかわらず、別に納期を定めることができる。

附則第9条第11項中「附則第15条第41項」を「附則第15条第40項」に改める。

附則第9条の2を次のように改める。

第9条の2 削除

附則第9条の4の4中「第32条」を「第32条第1項」に改める。

附則第13条の6の4に次の1項を加える。

2 特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から、前項に規定する期間内に法附則第15条の9の3第2項に規定する総務省令で定める書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが同条第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。

附則第16条を次のように改める。

第16条 削除

附則第18条の2を附則第18条の3とし、附則第18条の次に次の1条を加える。

(加熱式たばこに係る市たばこ税の課税標準の特例)

第18条の2 令和8年4月1日以後に第82条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこ（第81条の3第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第83条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。）に係る第84条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、法附則第30条の3の定めるところによる。

(横浜市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 横浜市市税条例の一部を改正する条例（平成19年5月横浜市条例第29号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「を除く」を「及び公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）附則第4条第1項に規定する移行認可を受けたものを除く」に改める。

(横浜市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 横浜市市税条例等の一部を改正する条例（令和5年6月横浜市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第1条のうち横浜市市税条例第10条の改正規定中「公示送達」及び「、「市役所」の次に「。以下この条において同じ。」を」を削り、「又は公示事項を」の次に「市役所又は」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げ

る規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中横浜市市税条例（以下「条例」という。）第29条、第34条第1項及び第34条の4第1項の改正規定並びに次項から附則第4項までの規定 令和8年1月1日

(2) 第1条中条例附則第18条の2を条例附則第18条の3とし、条例附則第18条の次に1条を加える改正規定及び附則第5項から第7項までの規定 令和8年4月1日

(3) 第2条の規定 公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）の施行の日

（個人の市民税に関する経過措置）

2 第1条の規定による改正後の条例（以下「新条例」という。）第29条及び第34条第1項の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和7年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 令和8年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第34条第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第34条の4第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が850,000円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

4 新条例第34条の4第1項の規定は、附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下「公的年金等」という。）について提出する新条例第34条の4第1項の規定による

申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した第1条の規定による改正前の条例第34条の4第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

- 5 別段の定めがあるものを除き、附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第18条の2に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。
- 6 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、条例第82条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る条例第84条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例附則第18条の2の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。
 - (1) 条例第84条第3項の規定により換算した紙巻たばこ（地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第7号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第30条の3第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数
 - (2) 新条例附則第18条の2の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数
- 7 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、それぞれその端数を切り捨てるものとする。

提 案 理 由

地方税法等の一部改正に伴い関係規定の整備を図る等のため、横浜市市税条例等の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市市税条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現行）

（公示送達の方法）

第10条 法第20条の2の規定による公示送達は、市役所又は納税地
所管の区役所（市外に住所又は所在地のある特別徴収義務者が納
入すべき個人の市民税及び県民税（督促、滞納処分及び納税の猶
予に係るものに限る。）、市たばこ税並びに入湯税に係るものに
あつては、市役所）の掲示場に掲示して行うものとする。

（所得控除）

第29条 所得割の納税義務者に対しては、法第314条の2の規定に
定めるところにより、雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控
除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保
険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労
学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、扶養控除額、特
定親族特別控除額又は基礎控除額をその者の前年の所得について
算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除す
る。

（普通徴収による個人の市民税の納期）

第32条 （第1項省略）

2 市長は、特別の事情がある場合において、前項に規定する納期
により難いと認めるときは、同項の規定にかかわらず、別に納期
を定めることができる。

（給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等）

第33条の4 （第1項省略）

2 前項の特別徴収義務者は、前条の規定によって給与所得に係る特別徴収税額を徴収すべき個人の市民税の納税義務者に給与の支払をしなくなった場合には、その事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額（前項の規定によって特別徴収義務者が給与の支払をする際毎月徴収すべき額をいう。以下同じ。）を徴収して納入する義務を負わない。ただし、その事由がその年度の初日の属する年の6月1日から12月31日までの間において発生し、かつ、その事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額を特別徴収の方法によって徴収されたい旨の納税義務者からの申出があった場合及びその事由がその年の翌年の1月1日から4月30日までの間において発生した場合には、その納税義務者に対してその年の5月31日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等（法第292条第1項第6号に規定する退職手当等をいう。以下同じ。）

でその月割額の全額に相当する金額を超えるものがあるときに限り、その者に支払われるべき給与又は退職手当等の支払をする際、その月割額の全額（同日までにその給与又は退職手当等の全部又は一部の支払がされないこととなったときにあつては、同日までに支払われたその給与又は退職手当等の額から徴収することができる額）を徴収し、その徴収した月の翌月10日までに、その納入金を納入しなければならない。

（第3項及び第4項省略）

（給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ）

第33条の5 個人の市民税の納税者が、給与の支払を受けなくなったこと等により給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法によって徴収されないこととなった場合には、その徴収されないこ

ととなった金額に相当する税額は、その特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後に到来する第32条第1項に規定する納期があるときはそのそれぞれの納期に、その日以後に到来する納期がないときは直ちに、普通徴収の方法により徴収しなければならない。

(第2項省略)

(公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収)

第33条の5の2 (第1項及び第2項省略)

3 市長は、第1項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第32条第1項に規定する納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法によって徴収する。

(年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ)

第33条の5の7 第33条の5の5第2項又は第4項(これらの規定を前条第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により特別徴収の方法によって徴収されないこととなった場合には、その徴収されないこととなった金額に相当する税額は、その特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後に到来する第32条第1項に規定する納期があるときはそのそれぞれの納期に、その日以後に到来する納期がないときは直ちに、普通徴収の方法により徴収しなければならない。

(第2項省略)

(市民税の申告義務等)

第34条 第21条第1項第1号の者は、3月15日までに、次の各号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

ただし、第35条の2第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で、前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（政令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が9,000,000円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が950,000円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）[）]若しくは[）]法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第34条の4第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が850,000円以下であるものに限る。））に係るものを除く。）の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは法第317条の2第1項ただし書に規定する寄附金税額控除額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得以外の所得を有しなかった者等」という。）については、

この限りでない。

(第1号から第4号まで省略)

- (5) 雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、扶養控除額又は特定親族特別控除額又は扶養控除額の控除に関する事項

(第6号から第8号まで及び第2項から第9項まで省略)

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第34条の4 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける第21条第1項第1号に掲げる者であって、法第317条の3の3第1項に規定する特定配偶者又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等(法第328条に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。)に係る所得を有する者に限る。) 若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が850,000円以下であるものに限る。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)は、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、法第317条の3の3第1項の規定に基づく総務省令で定めるところにより、同項各

号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。

(第2項から第5項まで省略)

(退職所得の課税の特例)

第40条 第21条第1項第1号の者が法第292条第1項第6号に規定する退職手当等(所得税法第199条の規定によりその所得税を徴収して納付すべきものに限る。以下この節において同じ「退職手当等」という。)の支払を受ける場合には、その退職手当等に係る所得割は、第27条、第29条の2及び第30条の規定にかかわらず、その退職手当等の支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在におけるその者の住所が区内に所在する場合において、その退職手当等に係る所得を他の所得と区分し、以下この節に規定するところにより課する。

(固定資産税の納期)

第50条 (第1項省略)

2 市長は、特別の事情がある場合において、前項に規定する納期により難いと認めるときは、同項の規定にかかわらず、別に納期を定めることができる。

(固定資産税等の非課税の規定の適用を受けようとする者等の申告)

第55条 法第348条第2項本文、第4項から第8項まで若しくは第9項本文、法附則第14条第1項若しくは第2項又は法附則第78条第9項若しくは第10項の規定の適用を受けようとする者は、その事実発生の日から30日以内に、その事実を証する書類を添えて、その旨を市長に申告しなければならない。申告した事項に異動を

市第3号

生じた場合も、また同様とする。

（家屋調査票の添付）

第60条の2 家屋の所有者は、市長の定めるところにより、その家屋の見やすい箇所に家屋調査票の取付を受けなければならない。

2 前項の調査票の取付又は取はずしは、徴税吏員のほか行うことができない。

（種別割の納期）

第75条（第1項省略）

2 市長は、特別の事情がある場合において、前項に規定する納期により難いと認めるときは、同項の規定にかかわらず、別に納期を定めることができる。

（種別割に関する申告義務）

第77条（第1項及び第2項省略）

3 第1項の規定により申告した事項に変更（前項の規定により申告すべき場合を除く。）があった場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、その旨を市長に申告しなければならない。

（第4項及び第5項省略）

（都市計画税の納期）

第134条（第1項省略）

2 市長は、特別の事情がある場合において、前項に規定する納期により難いと認めるときは、同項の規定にかかわらず、別に納期を定めることができる。

附 則

（固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例）

第9条 (第1項から第10項まで省略)

11 法附則第15条第40項
附則第15条第41項に規定する条例で定める割合は、6分の1とする。

(平成10年度分の個人の市民税に関する特例)

第9条の2 削除
平成10年度分の個人の市民税に限り、第32条中「6月1日から同月末日まで」とあるのは、「平成10年7月1日から同月末日まで」とする。

(令和6年度分の個人の市民税の普通徴収に関する特例)

第9条の4の4 令和6年度分の個人の市民税に限り、第31条の規定により普通徴収の方法によって徴収する個人の市民税(第33条の5の2第3項及び第40条の9の規定により徴収するものを除く。)の第32条第1項
第32条に規定する納期における徴収については、法附則第5条の9の規定を適用する。

(大規模の修繕等が行われたマンションに対して課する固定資産税の減額に関する申告)

第13条の6の4 (第1項省略)

2 特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成12年法律第149号)第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から、前項に規定する期間内に法附則第15条の9の3第2項に規定する総務省令で定める書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが同条第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。

(平成12年度分の固定資産税及び都市計画税に関する特例)

第16条 削除
平成12年度分の固定資産税及び都市計画税に限り、第50条
及び第134条中「4月1日から同月末日まで。」とあるのは、「
平成12年5月1日から同月末日まで。」とする。
(加熱式たばこに係る市たばこ税の課税標準の特例)

第18条の2 令和8年4月1日以後に第82条第1項の売渡し又は同
条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこ(第81
条の3第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第83条の2の規定
により製造たばことみなされるものを含む。)に係る第84条第1
項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分
の間、法附則第30条の3の定めるところによる。

(特別土地保有税の課税の停止)

第18条の3 (本文省略)
第18条の2

横浜市市税条例の一部を改正する条例(抜粋)

(上段 改正案)
(下段 現行)

附 則

(第1項省略)

(市民税に関する経過措置)

- 2 この条例による改正後の横浜市市税条例(以下「新条例」という。)第21条、第22条及び第29条の4の2の規定は、信託法の施行の日以後に効力が生ずる信託(遺言によってされた信託にあつては同日以後に遺言がされたものに限り、信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第109号)第3条第1項、第6条第1項、第11条第2項、第15条第2項、第26条第1項、第30条第2項又は第56条第2項の規定により同法第3条第1

